

社会福祉法人 いこい福社会役員等の報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人いこい福社会（以下「本会」という。）の定款 8 条、第21条及び定款細則第30条の規程に基づき、役員等の報酬および費用弁償に関し必要な事項を定める。

（役員）

第2条 この規程において、役員とは、理事・監事・評議員・評議員選任解任委員・第三者委員をいう。

（役員等の報酬）

第3条 役員には、次のとおり報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合はこれを支給しない。

（1）理事長については、年額 156,000 円を支給する。

（2）役員が各種会議に出席したときは、報酬として日額 3,000 円を支給する。

2. 前項に規定する以外で、役員としての職務を行ったときは、報酬を支給することができる。

（費用弁償）

第4条 役員が会議および出張した場合には、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

（報酬等の支給方法）

第5条 役員に対する報酬等の支払は、毎年度ごとに支給する。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第6条 本会は、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として、この規程を公表する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 1. この規程は、令和3年4月1日より施行する。